

第8回第七次看護職員需給見通しに関する検討会が12月9日（木曜日）15時から厚生労働省専用第12会議室で開催された。



今回の議事は、「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書案について」であった。同報告書案の構成は、次のとおりである。

1. はじめに
2. 新たな看護職員需給見通しの策定
 - (1) 算定の方法
 - (2) 新たな看護職員需給見通し
3. 長期的看護職員需給見通しの推計
4. 看護職員確保対策の推進
 - (1) 養成促進
 - (2) 定着促進
 - (3) 再就業支援
5. おわりに

事務局から、前回の検討会での委員からの意見、発言を踏まえた修文後の報告書案の読み上げと、前回からの主な修正点等について説明が行われた。

〈主な修正点等〉

「1. はじめに」において、第六次需給見通しと実績数値との違いについて説明を加えた。

「2. 新たな看護職員需給見通しの策定」において、例示的に病院の需要数の推計及び訪問看護ステーションの需要数の計上の方法を記述した。

また、検討会において需要数の加算をさらに行うべきではないかという意見があったこと等を追記した。

「4. 看護職員確保対策の推進」の「(1) 養成促進」において看護師等学校養成所の入学者の男性比率の向上などの検討についての記述を加えた。

「(2) 定着促進」において小項目の見出しをつけるとともに、需要増の割合が高い「⑤訪

問看護における確保対策」について記述した。

専門看護師・認定看護師については最後になお書とした。

「5. おわりに」において国の責務等を明記した。

委員の主な意見、発言は、

- ・次回に向けて、需給見通しと実績値と相違について要因分析を行う必要がある。そのためのフォローアップ体制をどう考えるのか。
- ・今後の医療提供体制に大きな変革が行われた場合に需給見直しをどのようにするのか。
- ・看護現場の過酷な労働環境の中で頑張っていること、また、働き続けるためには労働条件の改善等が必要なことも強く明記して欲しい。
- ・看護職員確保対策を推進する上で必要な財源について予算確保に十分配慮してほしい。
- ・男性看護師の養成にあたり母子実習が難しい。実習施設の弾力化など、また、実習施設の確保のための支援策が必要。また、養成に必要なスタッフの確保も必要。

このほか、修文を求める発言があり、最終的な修文は座長一任とし、委員に確認を受けた後、12月中に公表される予定となった。

検討会の終了に当たり、大谷医政局長からこれまでの審議に対する各委員への謝意と、報告書の内容が着実に実現できるよう看護職員確保対策を実施していく旨、また、引き続き長期見通しや需給ギャップのikai離等の課題については検討していきたい旨の発言があった。

最後に座長からは、委員の熱心な議論と長期的な需給見通しなど新機軸を入れられた報告書が取りまとめられことに対する謝意と、まだまだ需給見通しの策定に当たっては改善する点があること、また、フォローアップを充実することでより良いものにしていく必要がある旨の発言があった。